

アーキビスト認証委員会（第 15 回）議事の記録

1 開催日時 令和 4 年 9 月 8 日（木） 14 時 00 分～16 時 25 分

2 開催場所 国立公文書館 4 階会議室

3 出席者

（委員長）	高埜 利彦	（学習院大学名誉教授）
（委員長代理）	大友 一雄	（国文学研究資料館名誉教授）
（委員）	井口 和起	（京都府立京都学・歴彩館顧問）
	大賀 妙子	（国立公文書館アドバイザー）
	太田 富康	（埼玉県立文書館主任専門員）
	福井 仁史	（国立公文書館首席研究官）

※井上由里子委員（一橋大学大学院教授）は欠席

（内閣府）	吉田 真晃	大臣官房公文書管理課長
（国立公文書館）	鎌田 薫	館長
	山谷 英之	理事
	梅原 康嗣	統括公文書専門官
	幕田 兼治	首席公文書専門官

4 議題

- （1）アーキビスト認証委員会委員長の互選及び委員長代理の指名について
- （2）認証アーキビスト更新に係る懸念事項への対応について
- （3）認証アーキビスト更新に係る研修会等について
- （4）アーキビスト認証に係る拡充検討について
- （5）その他

5 概要

○梅原統括公文書専門官 ただいまから、第 15 回アーキビスト認証委員会を開会する。委員長選任まで、進行は事務局が務める。本日の委員会は、井上委員からご欠席の連絡があり、6 名の委員のご出席にて開催する。アーキビスト認証委員会規則第 7 条第 1 項により、議決を行うことができる定数に達している。

まず、当館館長の鎌田薫よりご挨拶を申し上げる。

○鎌田館長 委員の先生方におかれては、第 1 期委員の任期満了に伴う改選後の初めての開催となる。委員の先生方全員にご留任いただき、第 1 期に続いて第 2 期も同じメンバーで継続することができたことを大変ありがたく思っている。今後ともご高見を賜りますことを心よりお願い申し上げます。

最近の当館の取組として、令和 4 年度全国公文書館長会議を 6 月 10 日（金）に開催し、当館の佐々木次長から「認証アーキビストの定着と拡充に向けて」と題し、これまでのアーキビスト認証の成果と今後の認証アーキビストの定着・拡充に向けた取組について報告を行った。

また、本年度第 1 回の企画展として、「江戸城の事件簿」を 7 月 16 日（土）から今月 11 日（日）まで開催しており、大変好評をいただいている。併せてこの期間中に、世間で鎌倉時代

に対する関心が高まっていることを受け、当館所蔵重要文化財の原本特別公開を行っている。当初は『吾妻鏡』、現在は『朽木家古文書』より「北条義時下文」の原本を展示している。

さて、本日は、議事次第に記してあるように、まずは委員長の互選、委員長代理のご指名をお願いしたい。続いて、認証アーキビストの実態調査結果に基づき、認証アーキビストの更新に係る懸念事項についてご検討いただきたい。そして、同じく更新に係る研修会等についてもご意見を賜りたい。最後に、前回に続いてアーキビスト認証に係る拡充、いわゆる「准アーキビスト」についてご議論をいただきたい。本日もどうぞよろしくお願いしたい。

○梅原統括公文書専門官 続いて、6月から中田昌和前理事の後任として当館の理事に着任した山谷英之理事より、一言ご挨拶を申し上げる。

○山谷理事 6月末に中田に代わり、理事に就任した山谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○梅原統括公文書専門官 次に、本日は、内閣府大臣官房公文書管理課の吉田真晃課長のご出席をいただいている。ご挨拶をお願いしたい。

○吉田公文書管理課長 公文書管理課長の吉田です。いつもお世話になっております。少し長くなるが、話をさせていただく。

まず、これは私の考えとして常に言い続けていることだが、アーキビスト認証という仕組みが出来て、認証アーキビストの方は非常に高い基準をクリアされているので、そういう方々が専門性を発揮して、国あるいは地域の公文書管理の充実につながっていくことが非常に大事だと考えている。また、認証アーキビストの裾野が広がっていくためにも、アーキビストはすごい仕事をしていると思っていただくことも非常に大事だと考えており、国立公文書館のアーキビストの業務が一つの模範となることも大事なのではないかと、制度官庁としても、あるいは独法の監督官庁としても考え、いつも少し高めの球やいろいろな宿題をお願いしている。

最近では、公文書管理制度の検討や運用について国立公文書館にいろいろとご助言をいただいている。特に今年2月にガイドラインの全面改正などを行ったが、その際に1年を通じて国立公文書館から広く助言をいただいた。そうしたこともあり、この分野について昨年度は独法の評価としてS評価をつけさせていただいた。国立公文書館がしっかりとコミットし、いろいろな提言をいただいたことを、評価に関わった有識者の先生にもご理解いただけたと思っている。

そうした改正の一つのテーマとして、電子的管理を原則としたということがある。行政機関で作成する文書は、もともとワードやエクセルで作っているが、そういったボーンデジタルの文書をデジタルのまま管理していくことが一つの大きなテーマになっていた。恐らく今後、国立公文書館あるいは地方の公文書館を含め、作成・保存もデジタル、利用もデジタルということになるので、ボーンデジタルの文書をどう管理していくのか、あるいはデジタルアーカイブとしてどう広げていくかも大事だと思う。デジタル化を進めていくためには、制度やシステムに加えて、やはりそれを支える人も大事だと思っている。アーキビストの方にも、今後はそういったところも求められていくのかなと感じている。

また、令和10年度の新館建設に向けても取り組んでいる。やはり施設、機能、体制が国際的に見劣りするからしっかりと指摘されており、施設は憲政記念館も合わせて500億円ぐらいかけて立派なものができることになっている。昨年からは展示や運営などはソフト面の検討というフェーズに移り、認証委員会の井上先生にも検討のメンバーに入っているが、今後議論が本格化していくが、機能強化も大事な課題であり、アーキビストの方が力を発揮できるようにすることも含めてよく考えていきたいと思っている。

お手元に7月28日に開催した第97回公文書管理委員会の資料を配らせていただいた。最近の取組を少し説明させていただくと、今年は国土交通省の統計問題があり、行政文書ファイル管理簿に載せていないとか、廃棄協議をせずに廃棄したという、ルールが守られていなかったこともあり、再発防止や文書管理の一層の徹底を図るための取組強化を図っている。資料1-3「基幹統計調査の文書管理に関する点検結果を踏まえた公文書管理の適正確保のための取組の強化」の「3. 研修等の強化」であるが、各府省のCRO室職員に対して、国

立公文書館が主催する公文書管理研修ⅠやⅡを必須化、あるいはＣＲＯ室だけではなく各部署や地方支分部局の方にも原則受講してもらい、各省に文書管理やアーカイブの重要性をよりしっかりと学んでいただこうと思っている。

「４．各府省ＣＲＯ室の強化」は、この１年程、私が取り組んできたもので、いかに国立公文書館のアーキビストと各省庁の距離を縮めていくかが大事だと考えている。この機会に各省庁と国立公文書館の実務者会合という場を設定し、いろいろなテーマを基に議論をしていく。各省からすると、こうしてほしいという点もあるだろうし、国立公文書館からも、もっとこういう観点でやらなければならないという点もあると思うが、意見交換を通じてお互いのことをしっかり学んでいただく機会になればと思っている。また、その下にある「各府省ＣＲＯ室との個別相談の充実」は、内閣府と国立公文書館が各省庁を訪問して意見交換、個別にやり取りする場であるが、各省庁と国立公文書館の意思疎通や、お互いの課題を認識して解決していく機会になればと思っている。

１枚めくっていただきたい。これは同委員会の資料２参考２「現状・課題及び目指す姿等並びにスケジュール等」の３ページ目であり、公文書の電子的管理を進めていくシステム整備のスケジュールを示したものであるが、これもシステムを組めばいいというものではなく、今年、ガイドラインを全面改正したが、引き続き、どういう文書を残していくか、どういう文書を移管・廃棄するかという、基準の在り方などについても業務と併せて見直しをしていこうと考えている。こういう中でも国立公文書館のアーキビストの知見なども得ながら進めていきたい。

その次のページが、資料３「地方公共団体における公文書管理の取組調査」である。昨年来少しずつ話しているが、地方の取組をどう進めていくかも課題だと認識している。去年はいろいろと情報提供を始めたところであり、今年は少し調査をして、発破をかけていこうと思っている。内閣府のホームページに全都道府県、全市町村からの回答を掲載して、各自治体の取組の見える化を図り、７月２８日の第９７回公文書管理委員会でも概要の資料をお配りした。もともと地方自治体についても、公文書管理法の中で文書の適正な管理については努力義務となっているし、公文書館法でも、地方公共団体も歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し適切な措置を講ずる責務を有することが規定されている。他の自治体の取組などを参考にしてしっかり取り組んでいただきたい。例えば、財政的にもいろいろ使えるツールがあったり、制度的には見える化を図ったり、情報共有をする場を提供したり、また、特にハードだけではなくてソフト面での取組も重要であるので、そういうときには国立公文書館の人材育成や、国立公文書館に相談するといろいろな情報を提供してくれますよということも含め、いろいろな機会にお伝えしていこうと思っている。

こういった様々な取組を進めているが、いかに公文書を確実かつ効率的に管理していくかという視点と併せて、アーキビストの知見をいかに公文書管理行政の中に取り込んでいくのかも重要なテーマだと考え、制度の見直しも進めてきている。力を合わせながら進めていければと思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。

議題１ アーキビスト認証委員会委員長の互選及び委員長代理の指名について

○梅原統括公文書専門官 それでは早速、議題に入りたい。議題１「アーキビスト認証委員会委員長の互選及び委員長代理の指名について」、説明する。

アーキビスト認証委員会の組織及び運営について定めたアーキビスト認証委員会規則第５条に「委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。」こととなっている。なお、本日ご欠席の井上委員からは、委員長の選任については、ご出席委員による互選結果に同意するとのお話をいただいている。ついては、委員長の互選をしたいと思うが、どなたかご意見があったらお願いしたい。

○大賀委員 第１期に引き続き、高埜利彦委員が適任と思う。

○梅原統括公文書専門官 高埜委員のお名前が挙がったが、いかがであろうか。

（「異議なし」の声あり）

○梅原統括公文書専門官 それでは、アーキビスト認証委員会の委員長を高埜委員へお願ひし、

今後の委員会の運営についても、高埜委員長へお願いしたいと思う。高埜委員長、この後の進行をお願いするとともに、最初にご挨拶をお願いしたい。

○高埜委員長 ご指名をいただき、委員長を務めさせていただくことになった高埜でございます。改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は子供のときから野球部で時間を過ごすことが多くて、最近でも部長とかをやったりしてきたが、第1期を振り返り、個人的な印象、感想を申し上げますと、この委員会は本当にチームワークのいいチームというか、委員会だったと実感している。委員の先生方のご尽力、それから事務局の力が合わさり、第1期をスタートすることができた。日本のアーカイブズ制度にとって大変重要な意義を持つ認証アーキビストの仕組みができ、とにかく2年間にわたって認証することができたことは、大変ありがたいことである。

第1期が終わったところで、第2期も引き続き委員をとおっしゃっていただいたときに、何と申したらよいか、もう逃げ出したいという思いもあったけれども、やはりまだ第1期というのは、人間の体でいえば、骨格が出来ただけのようなどころがある。今日これからの議題にもあるように、筋肉を作らなくてはいけない、神経を通わせなければいけない、もっと制度的にブラッシュアップさせていかなければいけないという課題が、これからもしばらく続くのだろうと思う。最低そこまで何とか、体が、制度が円滑に柔軟に力を発揮できるようになるよう協力をさせていただきたいということで、お引き受けした。幸いなことに、委員の先生方も引き続いて2期目もご尽力いただけるということで、ぜひとも第1期と同様に、第2期もチームワークよく進めていければいいなと願っている。ご挨拶というよりは、お願い事を申し上げた。

それでは、議事を進めてまいりたい。議題1の続きとして、委員長代理の指名を行いたい。第1期に続いてとなるが、大友一雄委員に引き続きお願いしたいと考えるが、委員の皆様、何かご意見などあるか。

(「異議なし」の声あり)

○高埜委員長 それでは、委員長代理を大友委員にお願いしたい。大友委員から一言ご挨拶をお願いしたい。

○大友委員 私自身、勉強をすることが多いが、どうぞよろしくお願いしたい。

議題2 認証アーキビスト更新に係る懸念事項への対応について

○高埜委員長 それでは、議題2に進みたい。「認証アーキビスト更新に係る懸念事項への対応について」、事務局よりご説明をお願いしたい。

○梅原統括公文書専門官 資料1に基づき説明

資料1「認証アーキビスト更新に係る懸念事項への対応について」及び別添「認証アーキビスト実態調査結果」をご覧ください。

まず今回の調査は、第9回アーキビスト認証委員会において、認証の更新に係る特例措置を検討するためには、認証アーキビストの置かれた状況を把握することが必要であるというご意見があり、実施したものである。

具体的な調査結果は、別添の「実態調査結果」をご覧ください。20ページの問31「取得可能な休暇・休業」では、選択肢の5番から9番になるが、育児・介護に関する休暇・休業が取得可能であるとの回答割合が現状では4割から7割程度という結果であり、1番から4番までの「年次有給休暇」や「夏季休暇」などの回答割合に比べると、少し下がっている。一方、国の施策として、育児・介護休業法が昨年改正されており、休業を取りやすい環境整備が義務づけられているという動きもある。

これと関係する問として、問46「今後、認証アーキビストの更新にあたり、懸念事項や問題はありますか」がある。この回答は自由記述となっており、育児などに関する懸念の声を38ページの「②出産・育児・病休」にまとめている。しかし、37ページ以降に掲げているように、調査結果からは、当初想定していた育児や介護に限らず、雇用期間や形態、あるいは異動、退職等様々な事情により、更新要件が満たせるかどうか不安があるとの意見が多数あった。

資料1に戻っていただきたい。「3. 検討の方向性」であるが、育児・介護に関する休暇・休業に限らず、様々な事情により更新要件が満たせるか不安という声が多数寄せられたため、育児・介護といった事項に限定して特例措置を設けることはせず、更新ができない間も専門性を有する者であることを証する何らかの手立てを講じる形で検討してはどうかという提案である。具体的には、この後の議題4にもつながるが、認証アーキビストに代わる名称の付与をご検討いただきたい。なお、資料1の2ページ以降に掲載しているとおり、更新に必要なポイントは5年間で20点である。例えば、1日の研修受講で3点が加算される仕組みとなっており、たとえ実務に就いていなかったとしても、1年に1～2回の研修受講により、十分に更新可能な仕組みとなっている。また、現行の仕組みでは、有効期間内に20点を満たせなかった場合、有効期間経過後であっても、更新申請時の最近5年間において更新の基準を満たしていれば認証アーキビストに戻れるようになっている。有効期間経過後に一時的に認証アーキビストの名称を名乗れず、中断を挟むことはあり得るが、本人の活動や意欲次第で認証アーキビストとして継続していくことは、十分に可能な仕組みとなっている。まだこのような仕組みが十分理解されていない面もあると思うので、今後、更新に向けた説明も行ってまいりたい。

以上のように、資料1については、特例措置は設けず、更新出来なかった者に対して、「認証アーキビスト」に代わる名称の付与を行う方向で検討することはいかがかというご提案をしたい。

○高埜委員長 ただいまご説明をいただいたが、「実態調査結果」を見ると、自分はこういう立場に置かれているので、更新できるか、ポイントが足りるか不安である等の回答がある。事務局からは、育児・介護に関する休暇・休業に限定せずに、全体的に更新が出来なかった場合の対応として、そういう方にふさわしい名称を付与する必要があるのではないかという方向性が示された。そのほかの点も含めて、委員の先生方からご質問、あるいはご意見、ご発言をいただきたい。

○大友委員 更新の要件について、正規雇用と非正規雇用、アーカイブズ関係の職に就いているかどうか、そういう立場の違いがあることを前提に、制度的に平等性が確保されているかが重要だと思う。例えば、「実態調査結果」では、全体の回答が208名で、このうち現在就業し、かつ職務基準書に定める職務を行っている者は166名である。その中にも非正規雇用の方がいる。また、現在就業していない方は14名、現在就業しているが職務基準書に定める職務を行っていない方は26名いる。その人たちの意見にどのようなものがあつたのか、この「実態調査結果」からは見えない。この点について、教えていただければと思う。

○梅原統括公文書専門官 今回の「実態調査結果」は単純集計結果を掲載したものであり、これが全てである。クロス集計については、ご要望をお聞きして可能かどうかを検討してみたいと思うが、本日の段階では、お示しした単純集計結果のみということになる。

○大友委員 制度的な平等性の観点から、集約の際に注意したほうがよいと思う。

それからもう一つ、職務基準書に定める職務を行っている166名のうち、約100名が正規雇用、非正規雇用の方は66名いる。結構な割合である。非正規雇用の方の中には、勤務日数がフルタイムではない方もいて、その場合は1か月の勤務日数は違ってくる。更新の点数では、実務経験は1年間で3点となるが、この場合は点数が少なくなると考えられ、また、働いていない人にとってはなおのこと、実務経験をあまり重くするとまずいのではないか。全体としては、実務経験だけではなく、点数を取得する様々な方法が用意されており、平等性は確保されていると思うが、雇用条件による平等性の在り方について、どのように捉えられたのか、少し議論しておかなければならないかと思い、お話しさせていただいた。

○高埜委員長 正規雇用の方のご意見だと思うが、問46の回答の中には、「勤務で15点はクリアできるが、残り5点の確保に不安がある。」との意見もある。非正規雇用あるいは有職ではない方は、研修会の参加などでポイントを取得する方法もあると思う。全体として、既に発表している認証アーキビスト審査規則別表2の標準点数で進めざるを得ない。最初の更新の際に、どういう形の更新申請が出てくるか非常に気になるが、大友委員がおっしゃった平等性の担保というか、事前に何かうまい対応ができるであろうか。

○大友委員 問46の回答では、研修に出られない、論文発表の場がないなど、各勤務先で様々

な制約がありそうである。だからこそ、更新要件ではいろいろ工夫はされていると思うけれども、平等性という意味では少し厳しいところもあるのかなと、我々としては捉えておく必要があると思った。

- 高埜委員長 今回の観点において、継続してご意見いただいても結構であるし、別の点でのご意見、ご質問等があったら、どうぞご発言をいただきたい。

資料1の3ページ「Bさんの事例（認証の有効期間内に活動したが、20点を満たせなかった場合）」では、8年目に、最近5年間での20点取得で更新申請という事例が載っている。Bさんは6年目にも5点取得しており、1年目から6年目を合わせれば20点取れている。1年目から5年間では申請ポイントが足りないけれども、1年目から6年目のポイントを合わせれば20点に到達した場合、つまり積算する考え方は認めないということにしていたか。

- 幕田首席公文書専門官 認証アーキビストの有効期間は5年間であり、更新には最近5年間で20点の取得が必要と整理している。今のお話について、例えば1年で2点ずつ取得して10年かけて20点取得した場合や、1年1点ずつ20年かけて20点取得した場合も更新を認めるという話になってくる。どこかで線を入れなければならない。認証アーキビストの有効期間は5年であるため、遡りも5年間ということで整合性を取り、委員会でご議論いただき、そのように設定させていただいた。

- 高埜委員長 今のご説明は分かった。5年間では20点を満たせなかった場合、6年目について、「認証アーキビスト補」など、何らかの名称を付与するかどうか、これから議論となる。しかし、先ほど申し上げた事例のように、6年目で20点に到達した者が、認証アーキビストに復帰できるのではないかと誤解する人が出てきそうな気がする。

- 幕田首席公文書専門官 例えばBさんの場合でも、6年目に研修会などに3回参加して9点を取るという自助努力をしていただければ、認証アーキビストに戻ることは可能となる。

- 高埜委員長 累積はできないという原則の確認をさせていただいた。そのほかの点で、今後の運用を含めてご指摘いただければと思うが、いかがか。

- 幕田首席公文書専門官 委員長、すみません。

- 高埜委員長 どうぞ。

- 幕田首席公文書専門官 大友委員のご質問にあった、常勤と非常勤の点について申し上げたい。フルタイムと言うと、通常、週5日間勤務をイメージすると思うが、認証アーキビストに申請する際、1か月あたりの勤務日数が13日以上、つまり週3日勤務以上の月は1か月としてフルタイム勤務と同じ扱いとなっている。週1日と週2日勤務の場合は、勤務日数を合算して13日を1か月とする計算式を設けている。平等性の観点というお話をいただいたが、アーカイブズ機関における働き方などをこの場でご議論いただき、現状を踏まえて現在のアーキビスト認証の仕組みがつくられていることを補足させていただいた。

- 高埜委員長 ほかの点はいかがであろうか。議題3にも大いに関係してくる事柄だと思うので、議題2については、先ほど事務局からご説明いただいたように、5年で20点満たせず更新が出来なかった認証アーキビストに対しては、何らかの名称を付与するという方向で、引き続きご検討いただき、この認証委員会にご報告をいただくこととし、次の議題に移りたい。場合によっては、議題3が更新のポイントを獲得する際の研修会等の問題であるので、元に戻って議論になる可能性もあろうかと思う。

議題3 認証アーキビスト更新に係る研修会等について

- 高埜委員長 それでは、議題3「認証アーキビスト更新に係る研修会等について」に移りたいと思う。事務局からご説明をお願いしたい。

- 幕田首席公文書専門官 資料2に基づき説明

資料2については、前回の委員会では情報が集まらなかったため、一回検討を延ばしていただいた案件である。認証アーキビスト更新に係る研修会等の把握を行うにあたり、今年1月にアーカイブズ関係機関協議会の8つの構成機関（ARMA、企業史料協議会、記録管理学会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）、日本アーカイブズ学会、日本文

書情報マネジメント協会（J I I M A）、日本歴史学協会国立公文書館特別委員会、国立公文書館）に対して、それぞれの機関が実施している研修会等の情報提供をお願いしたところ、附属の資料のとおり、各機関から様式に沿ってご提出いただいた。これをまとめたものが別添1である。また、この様式とは別に、一昨日企業史料協議会から届いた「第27回ビジネスアーキビスト研修講座開講案内」を追加資料として配布している。併せてご議論いただきたい。

今回、企業史料協議会、記録管理学会、全史料協、J I I M A、国立公文書館から情報提供いただいた。なお、ARMAと日本アーカイブズ学会、日本歴史学協会からは、情報提供はなかった。また併せて、当時アーキビスト認証に関係する高等教育機関（学習院大学大学院、大阪大学大学院、島根大学大学院）や、国文学研究資料館にも照会したが、情報は寄せられなかった。

先ほど大友委員からご意見をいただいたとおり、いかに認証アーキビストの方々にこういった研修にアクセスしてもらうかを考えると、あまり更新に係る研修の条件を厳しくするのもいかがかと考える。一方で、今日ご欠席の井上委員からは、何でもかんでも認めてもいいのか、その辺りの線引きは考えたほうがよいのではないかと、とのご意見をいただいている。いずれにしても、事務局としては、認証アーキビストとして、アーカイブズに係るものいかにアクセスしているか確認すればよいのではないかと考えている。資料2「2. 検討事項（1）」にあるとおり、更新に係る研修会等の考え方については、しっかりと研修受講を確認することが前提となるが、主催者、形式、規模にとらわれず、開催目的や内容から認証アーキビストの知識・技能等の更新に資すると認められる研修会等について、広く対象にしたらいよいのではないかと考えている。

また、今回の研修会等について、例えば全史料協からは全国大会と関東・近畿部会の例会などの情報提供があったが、県単位での照会が行っていないため、今回情報提供いただいたもの以外にも、例えば埼玉県史協や、富山県史協のような県単位のものや、これらに加えて一般財団法人や民間などが行っている研修会も考えられる。また今後、認証アーキビスト247名の方々が組織的に研究会を立ち上げれば、そういうものも更新に係る研修会等に含まれてくるのではないかと考えている。こういったことも含めて、今回先生方のご意見を伺えればと思っている。

さらに、J I I M Aからは、「文書情報マネージャー認定セミナー」と、「文書情報管理士検定試験」の2つが挙がってきた。前者は、セミナーを修了すると文書情報マネージャー資格が取得できるものであり、後者は一発検定試験的なものである。これら資格取得は更新にあたっての点数として想定していなかったが、資格取得を前提としたセミナー受講自体を点数として認めないと整理すると、かえって様々なものが排除されてしまうのではないかと考えている。例えば、図書館等における複製等を行う業務を行う職員は、「司書又はこれに相当する職員」との定めがあり、「これに相当する職員」として「文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了」すると、資格が得られるようになっている。また、公文書管理とは離れるが、消防庁が行う講習を修了すると、防火・防災管理者になれるものもある。今回J I I M Aから、こういった情報提供をいただいたため、この辺りをどう整理するかについても、ご議論いただけるとありがたい。

続いて、資料2「（2）「よくある質問（FAQ）」における記載案」をご覧いただきたい。先ほどの議題2でもあったように、認証アーキビストの皆さんがアクセスしやすくするため、FAQにどういうものが更新に係る研修会等にあたるのかをしっかりと示すことが重要だと思う。「該当する研修会等の主な例」として示したものは、あくまで今回の照会結果を記載しており、先ほど申し上げた企業史料協の研修については、この委員会直前に情報をいただいたため記載していない。また、まずは情報提供を受けた研修会等を記載しているが、県単位では照会を行っていないため記載していない。更新しやすくするために、先ほど例示をしたようなものも加えていったほうがよいのではないかと考えている。この場でFAQの整理の仕方についてもご示唆いただけるとありがたいと思っている。

最後に、「（3）更新申請に係る研修会等の受講証明方法について」であるが、申請者に研修を受講したことを証明していただきたいが、提出資料の例として「受講証明書」の他、出席

者名簿や申込みに係る書類等」と記載した。ご欠席の井上委員からは、申込みに係る書類として、単に研修会に申し込んだメールのコピーだけでは、実際に参加したかどうか分からないので、例えば参加時の資料をペアにして提出してもらったほうがいいのではないかとのご意見をいただいている。説明は以上である。

- 高埜委員長 まず事務局からご説明いただいたが、できるだけ広く更新に係る研修会等として対象とする必要があるという点はもっともである。議題2の議論でも出ていたように、更新のポイントが取れるか不安という声があり、遠隔地であってもオンラインでの参加など、受講機会は増えてきているように思うが、環境の整っていない地域などではまだ十分ではないし、勉強する場の絶対量は不足しているということであろう。そうすると、認証アーキビストの皆さんが、職場で得られたいろいろな課題などについて意見交換しながらスキルアップできるような、そういう場に参加していただくことが大事であり、アーキビスト認証の仕組みの上においても、研修会等については広く対象とする方向性を確認したいとのことである。

それから、更新に係る研修会等において、資格取得についても更新にあたってのポイントに加えるべきか、ということの確認。

また、FAQにおいてできるだけ具体的に、こういう研修会を対象であると事前に明示していくことはとても大事だと思う。その場合に、資料2で事例として挙げているものだけではなく、全てを把握できていないが、いろいろな研究会があり、そういうようなものもアーキビストの錬磨の場所になっているから、もっと広範に、具体的事例でいえば埼史協のようなものをどう評価するか。参考事例になると思うが、公益財団法人日本臨床心理士認定協会が行っている臨床心理士資格は更新制度を設けており、協会に対し、「この研究会は更新のポイントになるか」といった問合せが常時といっていいほどあると聞いている。よって、まずは資料2のFAQの記載案に載っている研修会等を中心にし、あるいはもう少し付け加えることができるのであれば、ぎりぎりまでそれを拡大して、その後、何か問合せがあったら順次対応していく態勢で臨むことが求められているように思う。

先ほどの事務局からのお話と、それを引き取って確認ポイントを繰り返したが、どうぞ委員の皆さんからご質問あるいはご意見などお出しいただければと思う。

- 井口委員 事務局からの提案に異論はないが、質問がある。国立公文書館が主催する公文書管理研修Ⅰ・Ⅱ、アーカイブズ研修Ⅱについて、資料1別添「実態調査結果」を読んでいると、問46の回答に、「アーカイブズ関連機関の職員として所属しなければ、国立公文書館の研修に参加することすら叶わないのではないかな。」という懸念を表明されている方がいた。制度的に機関の職員しか申し込めないのかどうか教えてほしい。

それから、これは可能性としてあり得るかどうかであるが、例えば国立公文書館が新たな研修プログラムをつくり、e-ラーニングが可能なようなものを提供することができるとは、そういう可能性はあるのか、教えてもらいたい。

- 幕田首席公文書専門官 最初のご質問について、現在の枠組みで申し上げると、公文書管理研修Ⅰ・Ⅱは、国の機関と独立行政法人等の機関の職員が受講対象となっており、地方公共団体の職員は対象外となっている。また、アーカイブズ研修Ⅱは、アーカイブズ研修Ⅰ・Ⅲと同様、地方公共団体との関係は、公文書館法第7条の定めに基づくものであり、国と独立行政法人等の職員に加え地方公共団体の職員も対象としている。他方、いずれの研修も現職者を対象としており、退職して外に出られたという方は、受講対象に含まれない。

国立公文書館が、新たな研修やe-ラーニング教材などをつくるのかというご質問については、現時点では想定しておらず、検討していない。一方で、今までも、例えば埼史協や富史料協などのセミナーや、学習院大学大学院の講義などに当館職員を講師として派遣、また、地方公共団体が公文書館を設置する、条例を制定する際に、当館の職員を委員として派遣するなど、様々な形で国立公文書館として後方支援、サポートはしてきている。

- 高埜委員長 ほかにいかがか。太田委員、どうぞ。

- 太田委員 FAQの回答、特に例示の部分で気になることがある。回答の本文中には、「主催者や形式、規模に関わらず対象となります。」とあり、何でも良いということはないが、アーカイブズに関するものなら広く対象となることを示している。逆に、「該当する研修会等

の主な例」には、地方のものが挙がっていないため、全国レベルのものでないと駄目なのかというような限定的な印象を与えているように思う。もともと照会先から情報提供があったものを列挙しただけだと我々は分かっているが、一般の方からすると一番上に記録管理学会があり、次いで国立公文書館や全史料協がある。そうすると、アーカイブズ学会はこれらと並んで出てくるはずなのに、なぜ書かれていないのかと考えてしまう。単にアーカイブズ学会からは挙げられてこなかっただけなのだが、そのような理由でこのFAQを作って大丈夫かと思った。

学会でいうと、アーカイブズ学会以外にも、歴史学会がアーカイブズに関する研究会やシンポジウムを開催することはたくさんあるが、これをFAQに掲載しようとする例示の書き方が難しい。記録管理学会の例会であれば、どんなテーマでも全てアーカイブズに関わるものであると言えるのだろうが、一方、歴史学会だと、そのときのテーマによって違ってきってしまう。日本歴史学協会のシンポジウムは大丈夫かもしれないが、FAQには書きにくいかもしれない。

それから、国立公文書館の3つの研修が挙がっているが、掲載されていないアーカイブズ研修Ⅰ・Ⅲは対象にならないのか。例えば、大学院の科目を履修して認証を受けた後、国立公文書館のアーカイブズ研修ⅠやⅢを受講した場合、更新に係る研修会等には当たらないのか。それとも例として挙がっていないだけなのか、更新に係る研修会等としては認められないと考えているのか。先ほどのJ I I M Aなどの資格に関わる研修会等の話があったが、アーカイブズ研修も関係してくることであり、全体としての基準が必要になるのかなと思う。

また、全史料協から5つ挙がっているが、この他に現在、地域部会で公文書館管理条例の研究会をクローズで行っている。そういったものは認められないという例示になってしまっていないか。この他にもある程度クローズな形でやっている研究会や研修会もあるだろうし、先ほど県単位という話があったけれども、もっと言えば職場単位の研修もある。かなり多様なものがあるので、例としての挙げ方が難しいかと思うが、書きぶりによって、そういうものは駄目だと受け取られてしまう誤解を生む恐れがあると思った。

- 幕田首席公文書専門官 国立公文書館については、認証要件として掲載されている研修以外のものを単に挙げたということである。国文研については、同様にアーカイブズ・カレッジの長期コースのほか、短期コースがあると承知しており、認証要件の研修を排除するわけではない。資料2の例は、あくまでも現時点の照会結果を示したのみである。太田委員からご指摘のあったように、全史料協でこういう研修もあるということであれば、入れ込むことはできるし、また、アーカイブズ関係の学会で行われているアーカイブズに係るテーマの研修会や研究会は対象に入と思う。記録管理学会や日本アーカイブズ学会は良いが、それ以外の学会は駄目ということではなくて、アーカイブズに係るテーマで行われている研修会、研究会は、名称は問わず対象となると書かせていただくとよいと思う。

認証アーキビストの皆さんが更新しやすいよう、アクセスしやすくすることが大前提である。今日の議論を踏まえ、その辺を含め次回の委員会でご提案させていただければと思う。

- 大友委員 FAQの記載案は、幾つかの主な例という形で挙げているわけで、そのほかにも日歴協や地方史研究協議会における地域史料保存のシンポジウムなども対象になったほうがいいと思う。そうすると、例示した研修会に出たからポイントになるということではなくて、こういう研究会があつて参加したと自己申請していただいて、それが更新に係る研修会等として適当な会であったかどうかを最終的に判断するのがこの認証委員会であるという説明になるのではないかな。よってあまり厳密に決めなくても、FAQでは、いろいろあつていいことがうまく伝わるような文章になればよいと思う。

あと、資料2別添2「認証アーキビストの活動に関する標準点数」の表について、研修会等は「(1) 知識・技能等」にあるが、資格については「(1) 知識・技能等」、「(2) 実務経験」、「(3) 調査研究能力」のどこに入るのか。やはり「(1) 知識・技能等」に入るのか。もし事務局のほうでお考えがあるならば、お聞きしたい。

それから、事務局からの説明に、試験一発で取る資格と、研修を受けて資格を取得する場合があるとのことであったが、資格取得と、研修受講は二重に更新のポイントになるのか。その辺についてもし考えがあれば教えていただきたい。

○幕田首席公文書専門官 今回のイメージとしては、J I I M Aの「文書情報マネージャー認定セミナー」は、セミナーを受けた上で、理解度チェックテストの判定に基づいて資格を取得できる。このセミナーは、先ほど申し上げた、図書館での複製等に関して文化庁が行っている研修会と同様の扱いの中で、更新に係る研修会等の中に入るのだろうと思っている。

一方で、「文書情報管理士検定試験」は、例えば漢字検定や英語検定などと同様に、いわゆる検定試験である。検定試験を受ける前に、自身でいろいろ勉強はされるだろうが、試験自体は、今回の更新に係る研修会等にはなじまないのではないかとというのが事務局の考えである。仮にこういう検定試験を入れるとすれば、「認証アーキビストの活動に関する標準点数」のどこかで読むのか、もしくは「(1) 知識・技能等」のところで一項目増やすのかというご議論もあると思うが、今のところ、この研修会等とは一定の集まりをして、知識・技能等を高める研修会、研究会ということであり、「文書情報管理士検定試験」のような検定試験は、なじまないのではないかと考えている。

この辺をどう整理したらいいのかということについて、委員の先生方のご意見もお伺いした上で、次回ご提案させていただきたい。

○高埜委員長 ほかの点はいかがか。資料2「(3) 更新申請に係る研修会等の受講証明方法について」は、申請者は受講したことの証拠を示さなければいけない。特に最近のオンラインでの参加の場合、参加証明をどのようにしたらよいか。先ほども少し話があった日歴協の史料保存シンポジウムには、恐らく200人程がオンラインで参加していた。本人が参加したと主張したいときに、どう証明できるだろうか。この辺りは詳しくないので、何か方法があるだろうか。

○太田委員 最終的には信用するしかないと思う。オンライン参加は申込みに対してURLが送られてくるため、逆に参加申込は確実に行われる。それを受講証明の資料として提出するということはあるかと思う。しかし、オンライン参加用のURLをもらったからといって、本当に聴いたかと言われると、そこまでは証明できず、申込みはしたというところで止まってしまうと思う。

オンラインの参加だから申込み手続きがあるが、普通に対面で研究会をやるときは申込み不要の場合もある。会場入り口で名前を書かせる場合もあるけれども、それすらない場合は誰も証明ができない。

更新申請のために、受講証明書や出席者名簿、申込みに係る書類を求めると、自ずから、きちんとした申込みがあって、受講生名簿が作られるような研修会でないと駄目なのかと取られかねない。少し考え過ぎだとは思いますが、実際参加したかどうかの証明を学会側や主催者側に求めるのであれば、そこまで対応できないと考え、今回の情報提供の照会に対し、回答できなかったケースもあるかと思う。その辺りをどうするのか。新たに声をかけてもらっても、主催者側で受講証明をしなければいけないのであれば、そこまで協力できるかという返事になるところも出てくるかもしれない。最終的には、受講した本人を信用するしかないということになるのかと思う。

○井口委員 今、太田委員がおっしゃった、オンラインで参加したかどうかの確認は、大学のオンライン授業の出席の取り方と同じであると思う。授業開始時に1回はアクセスして出席してきたことは確認できる。しかし、それで本当に90分間授業を受けていたかどうかわからないので、授業内容をメールで質問をするなどして実際に授業を受けていたかどうか確認するなど、出席確認は工夫して行っている。同じようなことを研修会等の主催者側に求めるとそれは大変なことになり、対応困難だろう。他方、対面で開催している研修会なら、申請者が参加したことを証明してほしいとお願いをすれば、大抵は出席者名簿を書いてもらっているから研修会の事務局が対応可能であると思う。更新申請の際には、そういうことをお願いした書類を出してほしいと言えば、そこはそんなに難しくなくできるのではないか。

○幕田首席公文書専門官 国立公文書館の公文書管理研修Ⅰ・Ⅱもオンラインでの参加を認めているが、受講申込みは各省庁からの推薦があるだけで、我々にはこの名簿しかない。井上委員からも、どこまで性善説に立って認めるかというご指摘はいただいております、先ほどご説明したとおり、少なくとも研修会への申込書類だけでなく、配布資料と一緒に添付してもらうなど、あくまで書類審査であるから、一定の書類をそろえていただくことが必要だと思う。

ただ、太田委員からもご指摘があったように、あらゆる研修会の場合において、認証アーキビストの更新申請のためだけに、受講証明書の発行を依頼するのは、なかなか厳しい。オンライン化が進んでくると、さらに証明書の発行は難しいかもしれない。いずれにしても、更新申請には、一定の書類の提出を求めざるを得ないと思う。その意味では、受講証明書のほか、出席者名簿や、申込みに係る書類など、参加の確認がしづらくなればなるほど、書類は1つではなくて2つ出してもらうなど工夫していくのかなと思っている。

なお、先ほど少しご紹介した文化庁が開催している著作権に関する講習会は、会場参加でないと修了証は発行されない。オンラインでも受講可能だが、聴講者扱いとなる。完全オンライン化している研修会もあるので、なかなか悩ましいところではあるが、更新申請では、ある程度性善説に立ちながらも、書類審査ということを踏まえて考えていく必要があるだろうと思っている。

- 高埜委員長 F A Qで事例を示すときに、これも必要だと思ったことを申し上げたい。「認証アーキビストの活動に関する標準点数」のところで、「大学院修士課程相当の科目を修得（2単位）」が「9点」とあるが、多くの大学院ではこれを科目等履修生といい、申し込みができる。F A Qには、「大学院修士課程相当の科目を修得」も入れていただきたい。

それでは、まだ研修会等の回答がない機関もあり、もう少しここを充実する時間を事務局で取っていただいて、なお検討を続けるということにし、次の議題に移ってもよろしいか。

- 大友委員 1つだけよろしいか。

- 高埜委員長 どうぞ。

- 大友委員 「認証アーキビストの活動に関する標準点数」の「（2）実務経験」に関わるが、例えば災害時のレスキューへの参加や、職場の活動とは別にボランティアへの参加が最近増えている。そういったものも実務経験の中に加えられないか。今、「標準点数」で挙がっているものは、どちらかというと職場の活動になっている。レスキューや災害対応への参加は、関心の高いところでもあるので、更新のポイントにできればいいかと思ったが、これはこれまで議論していたか。

- 幕田首席公文書専門官 今の整理で申し上げると「（3）調査研究能力」の一番下の「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る調査研究活動」に、被災公文書等の救援活動を含められるのではないかという考え方でいた。ただ、それでは分かりにくいということであれば、この点については改めて整理し、更新しやすいF A Qをつくっていきたいと考えている。

- 高埜委員長 それでは、議題3については、資料2におまとめいただいたものを基本線として、なお事務局でご検討を進めていただき、いずれ委員会でご報告いただくということで、次の議題に移りたい。

議題4 アーキビスト認証に係る拡充検討について

- 高埜委員長 続いて、議題4「アーキビスト認証に係る拡充検討について」、事務局よりご説明をお願いしたい。

- 梅原統括公文書専門官 資料3に基づき説明

前回の委員会においてご報告したとおり、資料3の別添1「【表】国立公文書館における「准アーキビスト」（仮称）の仕組み（たたき台）」をもとに、アーキビスト養成に取り組む高等教育機関、研修機関に対し調査・意見交換を実施した。その結果が、別添2「高等教育機関等へのアンケート調査結果」及び別添3「高等教育機関等との意見交換概要」である。

資料3に結果をまとめているので、そちらをご覧ください。まず、「主な認定対象者」を「大学院における科目習得者又は関係機関における研修修了者など」と想定している案1については、全ての高等教育機関等から「学生に対するインセンティブになるため、望ましい。」などの肯定的な意見が聞かれ、「できる限り速やかな実施に向けて具体化を進めるべき。」との意見でまとまった。

次に、「主な認定対象者」を「大学学部における科目習得者など」と想定している案2については、「学芸員・司書と同じく、学部卒の時点で取得できる資格があってよい。」「学部

卒段階での資格は一定の意味がある。」などの肯定的な意見もあった一方で、「アーキビストは修士レベルの研究能力を求められる専門職であるので、その点を少しでも曖昧にするにつながらる制度は好ましくない。」「学部においてもアーカイブズに関する教育は必要であるが、専門職養成とは論点を分けて議論すべき。」、さらに、案2の「目的」として掲げた「アーカイブズ・アーキビストの社会的理解・認知度を高める」ことは、資格付与に馴染まず、また、それは大学の役割でもない、といった否定的な意見も出された。これらの意見をまとめて、案2については、「案2の目的は資格付与に馴染むものではない。また、学部単独での養成を図るとした場合には、その職種、資格の意味づけや有効性など検討課題が多々ある。」との意見でまとまった。

以上の意見を踏まえ、当館としての結論として「まずは案1を進め、認証アーキビストの定着を図った上で、その成果と課題を整理し、案2を検討すべき。」と整理した。よって、まずは案1の実施に向けて具体化を進め、案2は案1の実現後、その成果と課題を整理し、現場からの要請等に応じて、改めて丁寧に検討することとしたい。まず、この進め方についてご検討をお願いしたい。

続いて、案1を進めることとした場合、その実施に向けて、別添4「「准アーキビスト」（仮称）骨子案作成のポイント」をまとめたので、簡単に説明したい。

まず、「准アーキビスト」を設ける「目的」について。アーキビスト認証のそもそもの目的は「公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保する」ことにある。この本来の目的を達成するために、新たに「准アーキビスト」を設けて、高等教育機関等での育成環境の充実を促し、専門人材の定着につなげていくことになる。

次に「名称」について。候補として、従前からあった「准アーキビスト」に加えて、「認証アーキビスト補」、「認証アーキビスト候補資格保有者」を挙げている。「准アーキビスト」は、準「専門職」であり、認証アーキビストにつながっていくものと整理した場合、認証アーキビストの候補という意味において、「認証アーキビスト補」という名称も考えられると思う。

次に、「位置づけ」、「実施者」、「認定者」について。認証アーキビストと同じく、国立公文書館の事業として行うものであり、前提条件としてお示ししたとおり、国立公文書館長が実施する事業として位置付け、当館長が認定する仕組みとしたい。

「認定対象者」については、認証アーキビストの一要件である「知識・技能等」を修得できる「大学院における科目修得者又は関係機関における研修修了者」となる。「知識・技能等」を既に修得していると見なされる認証アーキビストも、当然この認定要件を満たしていると見なされるため、対象者に加えている。この点は、議題2とも関連するが、認証アーキビストが更新出来なかった場合に、代わって付与する名称の有力な候補になると考えている。

「認定方法」については、申請者個人と認定者である国立公文書館の関係となるため、認証アーキビストと同じく、個人単位での申請手続が基本となると考えるが、高等教育機関や研修の実施機関ごとにまとめて申請していただく方法も可とする方向で検討したい。

「登録料」と「認定証」については、認証アーキビストとは異なり、各機関において証明される科目修得、研修修了の事実をもって「准アーキビスト」となることから、この後で述べる名簿への公表をもって正式に認定される形としたい。このようにすれば、認定証やカード等を発行する必要はなく、認定証とカードの発行料として徴収している登録料も不要と考えられる。

「名簿」については、認証アーキビストと同様に公表することとしたい。運用状況を把握するために、認定した者について管理することが適当と考える。また、雇用する側や人材を研修や委員会等で活用したいと考える側にとっても、その所在状況を知る重要なツールになる。専門職の確立という目的に照らして、実際に公表する内容は別途検討したい。

続いて「更新」については、「准アーキビスト」は、国立公文書館が、アーキビスト養成に係る大学院の科目修得者や関係機関における研修修了者に対し、修了した事実に基づいて確認し、認定することになる。修了した事実は不変であり、そもそも一般的に大学院の修了

は更新を要する性質のものではないため、更新は不要ではないかと考える。

最後に「過去修得者の認定」について。「准アーキビスト」は、アーキビスト養成に係る大学院における科目を修得または関係機関における研修を修了した者であるため、過年度の修得者からも、申請があれば認定対象となる。この場合、認証アーキビストと同様、平成23年以降の科目修得者、研修修了者を対象としたい。

今後のスケジュールとしては、今回の議論の成果としての骨子案のポイントを固め、全国公文書館長会議構成館等への説明機会を設け、アーカイブズ関係機関とも意見交換を図り、年度内の当委員会で骨子案の策定まで進めてまいりたい。その上で、令和5年度中に具体化を図り、令和6年度には最初の認定が始められるよう進めていきたい。

説明は以上である。

- 高埜委員長 高等教育機関等の調査を踏まえて、まず案1で示された「専門的知識・技能を有した者」を認定する方向で進め、学部生が対象となる「案2」は後回しにする。できるだけスピード感ある形で案1を具体化し、年度内の委員会で「准アーキビスト」の骨子案を策定するとのことであった。

別添4を中心に議論を進めていけばよいと思う。時間が少し押しているので、ご質問やご意見を含めて関連に、積極的にご発言をいただければ幸いである。

また、取得見込みの問題もここで少し議論しておいたほうがよいと思う。つまり、令和6年度にこの資格が始まる場合、令和5年度に修士課程2年生の学生をどう扱うか。例えば現在の大学4年生は、卒業見込みを大学から発行してもらい就職活動を行っている。「准アーキビスト」についても、その資格を取得見込みであると履歴書に書いて各機関に応募する、あるいは就職活動をするのを可能とするために、見込みの配慮をするのかしないのかという点を、先に質問させていただいた。

- 梅原統括公文書専門官 詳しくは別添3「高等教育機関等との意見交換概要」をご覧いただきたいが、この意見交換の中で、やはり取得見込みについて検討して欲しいというお話があった。今のところ事務局において具体案を持っていないが、今回の「骨子案」がある程度固まったところで高等教育機関側に意見交換を求めたいと考えており、その中で具現化していければと思っている。

- 高埜委員長 では、これは今後の課題となるということで。ほかの委員の先生方もご発言をお願いしたい。名称や、更新制をどうするか、名簿作成など、いろいろあるかと思う。

- 大友委員 「目的」の中に書かれるようなことかもしれないが、認証アーキビストというものがある上で、この「准アーキビスト」をどのような性格のものと位置づけるのか。例えば採用、人事を考えると、この「准アーキビスト」は専門職なのかどうか。つまり、「准アーキビスト」を取得した者を、採用する側は専門職として採用できるのか、できないのか、考えられることもあろう。だから、この「准アーキビスト」とは専門職相当であるから、応募において認証アーキビストと同等に扱ってもらえることが伝わるように、どこかで説明しておいたほうがよいと思う。

- 福井委員 大友委員の話とつながるかどうかわからないが、「准アーキビスト」の中身について大分詰まってきたところで、そろそろ「准アーキビスト」という名前の定義を、もう少しきちんとしたほうがよいのではないかと思う。「准」という字がつくものを考えていくと、例えば准看護師のように、一部の仕事ができないパターンもあるし、准教授のように仕事の内容は関係ないが何らかの意味で序列がついているパターンもある。それから、少し昔になるが、准公務員という言い方でみなし公務員のことを呼んでいた時期もある。そういう意味で、「准」という言葉は意味が少し広過ぎる気がする。

この「准アーキビスト」として想定している人たちは、一つは認証アーキビストになったことがある人を認定する、名簿に登録しておくという意味と、もう一つは、認証アーキビストの要件の一つを修得し、残り二つの要件が満たせれば認証できるという人であるということを一応公的に公表しておくという、2つのパターンの意味がある。そうすると、ここでいう「准アーキビスト」とは、まだ資格ではないというイメージがある。資格を与える候補者というところまでは行っているのかなと思う。そういうことを正直に表せば、名称は、「認証アーキビスト候補資格保有者」ということになるであろうと提案をさせてもらった。

名簿を作って、この人たちの中から次の認証アーキビストになる人が出てくるということが、今回の「准アーキビスト」の意義ではないかと思っている。

○梅原統括公文書専門官 大友委員からお話があった、「准アーキビスト」の位置づけ、性格については、資料3裏面に示したように、「認証アーキビスト（専門職）」につながっていく資格であり、「準「専門職」」であるとした。やはり、今までに認証された247名の方々と、「准アーキビスト」は必ずしも同等とは言えないが、認証要件の3つのうちの1つは確かに修得していると言える。単なる「専門職を補助する者」ではなく、原則として認証アーキビストにつながっていく、連続性があるという側面を加味しておいたほうが良いと思う。

○大友委員 採用のときには、認証アーキビストのように、「准アーキビスト」も専門職相当の資格者として扱ってもらえることがとても大切だと思う。今後、FAQなどで説明することになるだろうか。

○福井委員 今の大友委員のお話について、私自身の考えていることを申し上げますと、ここで言っている「准アーキビスト」は、まだ、大学院の科目を修得している、一定の研修を修了しているという、その方が一定の素養を有していることを確認しただけにすぎず、我々がこの人をアーキビストとして適当であると認証するところまで至っていないというのが私の認識である。そういう方だとしても、その状態で十分いろいろな仕事ができるということを、別途宣伝をすることではないかという気がしている。

○幕田首席公文書専門官 一言で言うと、私どもの立場としては「准アーキビスト」が専門職であるか否かは、採用する側がどう捉えるのかとしか申し上げようがない。認証アーキビストをつくときの準備委員会でも、やはり実務経験がないとアーキビストとして認めることは難しいのではないかとこの相当なご議論があって、要件の中に実務経験が入った経緯がある。

一方で、我々も役所に入るときには、国家公務員採用試験を受けて採用されてきたことを考えていくと、やはり採用する側が、事務官として採用するのか、専門職で採用するのかで違いが出てくる。国立公文書館の職員も、内閣府からの出向組もいれば、人事院が実施する国家公務員試験では得られない知識・技能を有している者として、館において公文書館専門職員という職種で採用している者もいる。各機関の任命権者がどう採用していくのかによると思っている。

私どもとしては、「准アーキビスト」という名称を付与することによって、専門性を担保し、かつ対外的にも信頼性が高まるということが、そもそも認証アーキビストであって、今回新たにつくろうとしている「准アーキビスト」だと理解している。

今の大友委員のお話に対しては、いずれにしても、今回認定や認証したのはどういう人なのか周知を図ってまいりたい。受入先となる地方公共団体の公文書館等において、地方の場合については館長が任命権を持っているか分からないが、その方がさらに任命権者のところに働きかけを行っていただけるよう、我々としては推進していきたい。

○大友委員 やはり認証の3つの要件を満たしていないため、「准アーキビスト」とは、まだ途中であるという考え方になるのかもしれない。認証アーキビストは、必要とされる実務経験が最低3年以上と非常に長く、そこを重視した仕組みになっている。よって大学や、採用する機関が一緒になって育成していくという目線で、「准アーキビスト」とはただ足りない人ではなくて、採用する機関もアーキビストには実務経験が重要だということを踏まえて採用し、育成の一部を担っていただく、そういう理解ができると、「准アーキビスト」の段階でも採用していただけるのかなと考えた。

○高埜委員長 幕田首席からもお話があったが、「准アーキビスト」は各機関から資格化すべきという要望があった一方で、送り出す側である大学院で科目を修得しても、まだ認証アーキビストになっておらず、就職にはつながらない状況である。大友委員が言われたとおり、まさに両方が合致して、早く制度化してほしいということなのだと思う。

それから、今日の前半で議論した議題2の認証アーキビストの更新が出来なかった人も併せて「准アーキビスト」に含め考えたらどうかということであったが、更新出来なかった人は、それまで認証アーキビストだった方であり、その人たちを「候補資格保有者」とするのは、少し使いにくいという印象を持った。そろそろ「准アーキビスト」についての名称を集約してもいいのではないかという気はする。「准アーキビスト」では広過ぎて、認証アー

キビストに非常に近いが、実務経験や調査研究能力をこれから積んでもらう方々を認定するという仕組みの名称としては、「認証アーキビスト補」は一つの候補になるかと思う。

- 大賀委員 確かに「准アーキビスト」という名前は幅が広過ぎる気はするが、認証アーキビストの方が、何らかの事情により5年で更新にできなかった場合に「認証アーキビスト補」という名称が付与されてしまうと、認証アーキビストと「認証アーキビスト補」において上下関係があるように見えてしまう。仮に同一組織の中で両方いらっちゃって、そういう意識が生まれてしまうのは、いかがなものか。また本人が申請して「認証アーキビスト補」というような資格が欲しいと言わない限りは、特に取得を促さないという運用もあり、その辺の含みによって違うとは思いますが、実際有効に活用されるお名前のほうがいいのかと思う。

大学院を卒業した場合は「認証アーキビスト補」や「認証アーキビスト候補資格保有者」でもいいと思うが、認証アーキビストの更新が出来なかった方の名称をこれと一緒にすることは、少し厳しいかと思う。

- 高埜委員長 大学院や関係機関で「知識・技能等」を修得した方と、認証アーキビストの更新が出来なかった人を同じ名称にするというのは少し無理がある、更新が出来なかった人のための名称が別に必要であるとの捉え方でよろしいか。

- 大賀委員 少なくとも名称自体にあまり上下関係が出ないほうがよいと思う。自分のキャリアアップにつなげるために、もし認証アーキビストの更新が出来なかった場合、証明書として何が必要なのかというところにあると思う。

- 高埜委員長 事務局は、認証アーキビストの更新が出来なかった人についての名称は、何か他に候補をお考えになっていたか。

- 梅原統括公文書専門官 現段階では具体的な名称の代替案はない。但し、一旦認証アーキビストに認証されたという事実は消えることはないので、認証アーキビストとして認証されたという事実を履歴書に書いていただくことは全く問題ないと思っている。これは名簿の議論にも関係してくるが、更新出来なかったために認証アーキビストの名簿に名前を載せられないとなった場合、あえて「准」のような名称を新たに付与するのがよいのか、あるいはそのようなものは要らないのか、その辺りが分からない。ただ、どちらの意見もあり得るので、もう少し別の名称を考えるべきとのことであれば検討したい。

- 幕田首席公文書専門官 以前、井口委員から、アーカイブズ機関で30年ぐらいの実務経験があるが、調査研究の実績がないため認証アーキビストの申請が難しい方がいるとの話があった。そこに、例えば学習院大学大学院で科目修得し、就職して五、六年たって30歳ぐらいで認証アーキビストになる人がいたとすると、長く勤めている方は上司であるので、上下関係では上ということになる。一つ一つ上下関係などと言い始めると、なかなか厳しいところもあるのではないかと思う。井口委員、その辺はいかがであろうか。

- 井口委員 自分でも整理ができていないが、大賀委員のご意見に近い。大学院や研修等で「知識・技能等」を修得された方は、「認証アーキビスト候補資格保有者」ということでいいのではないかと思う。更新が出来なかったかつて認証アーキビストだった人たちに、候補者と名乗っていただくことは差し支えありません程度の話なら分かるが、それが嫌だったら本人は名乗らないことになる。先ほどの事務局のご説明のとおり、履歴書に令和2年度に認証を受けたという事実は書ける、ということであれば、更新が出来なかった人が何を名乗られるかということは、もう考えなくてもいいのではないかと思う。一括りにしてこの呼称に含み込もうとするから話がややこしくなる。更新が出来なかったら、名乗れないことは仕方がない。ただ、令和2年度に認証を受けたということだけはいつまでも言える。それではいけないのか。

- 幕田首席公文書専門官 井口委員のご意見のとおりである。別添4「認定方法」のところに「個人届け出」とある通り、更新点数が20点に満たず更新が出来なかったので「認証アーキビスト補」になりたいと特に届出をしなければ、別に「認証アーキビスト補」にはならない。履歴書には、令和2年度に認証を受けた認証アーキビストであるということを記載することについて、事実行為であるので差し支えないと思う。

- 高埜委員長 この議題は、今後も検討を重ねていくということでもよろしかったか。

- 梅原統括公文書専門官 この後で日程のこともご相談するが、年内に少しでも前に進めたいと

思っている。

○高埜委員長 他にご意見があればどうぞ。

○太田委員 名称について、「准アーキビスト」が広過ぎるならば、「准認証アーキビスト」はどうか。認証アーキビストの域には達していないけれども、それには準じているというのであれば、素直にいけば「准認証アーキビスト」なのではないか、そういう名前もあり得ると思う。そうすると、博物館法の中に学芸員と学芸員補があるように、この「准アーキビスト」のために新しい規則や仕組みをつくるのではなくて、今までの認証アーキビストの規則の中に認証アーキビストと「准認証アーキビスト」を並べることで、自然と1つの仕組みの中で決められた資格だというように受け取るだろうし、当然それが同じレベルのものではないことも分かっていたらと思う。

それと、名簿や見込みの話にも関係してくるが、採用側からすると、就職活動をするときに大学側が卒業見込みを出すように、国立公文書館からも何か証明が欲しいように思う。名簿に載っているだけでは、本当に本人かわからない。それから、認証アーキビストの更新が出来なかった人は、認証を受けた際の認証状やカードはあるが、有効期間が切れている証明書しかないの、また認証アーキビストに戻れるという証明を、国立公文書館のほうから出してあげるなどしないと、採用側の証拠書類として少し厳しくなるのではないかと思った。

○高埜委員長 名称については、「准認証アーキビスト」も候補に加わったので、なお今後も検討を重ねてまいりたい。11月には、今年度の申請者の審議を行う1回目、2回目の委員会が開催されると思うが、その2回目にもうまく時間が取れれば、これだけは議論をするという見通しで進めていきたい。

それでは、少し時間をオーバーしたので、最後の議題に移りたい。議題5「その他」について、事務局よりご説明をお願いしたい。

議題5 その他

○梅原統括公文書専門官 前回の委員会以降のアーキビスト認証に関わる普及活動についてご報告する。

6月8日（水）に「令和4年度認証アーキビスト申請の手引き」を公表し、6月10日（金）の全国公文書館長会議で案内をした。また、その説明動画を当館YouTubeにおいて6月17日（金）に公開した。

6月25日（土）には、日本歴史学協会史料保存利用問題シンポジウムが「アーカイブズ専門職問題の新潮流」というテーマで開催された。当館より私が「全国公文書館長会議構成館に対するアンケート調査結果を踏まえたアーキビスト認証の拡充検討」と題して報告した。私以外には、認証アーキビストの方を含む4名の報告があり、当委員会委員長でもある高埜先生からのコメント後、パネルディスカッションが行われた。

翌6月26日（日）には、全史料協近畿部会例会において、「アーキビスト認証の実施について」と題し、当館の島田公文書専門官から認証の状況等について報告を行った。この会では、当委員会の委員でもある井口先生から「アーカイブズ専門職問題をめぐって」と題して、文書管理の専門職を巡るこれまでの経緯と、これからの展望や課題についてご報告があった。

また、当館発行の情報誌『アーカイブズ』84号（5月31日発行）において、当館の中野公文書専門員が「アーキビスト認証の仕組みと大学院修士課程における科目設置について」と題して、認証の一要件である「イ.知識・技能等」の修得を可能とする大学院科目の設置方法について寄稿した。この号では、このほか、当館の研修連携担当、国文学研究資料館の渡辺浩一教授、学習院大学の下重直樹准教授、島根大学的小林准士教授・清原和之准教授、大阪大学の菅真城教授から、アーキビスト養成の取組についてご寄稿いただいた。さらに、情報誌『アーカイブズ』や当館発行の広報誌『国立公文書館ニュース』において、認証アーキビストの活動などを紹介する記事の連載を続けている。加えて、国・地方公共団体の文書主管課が主な読者層となっている行政管理研究センター発行の『季報情報公開・個人情報保護』（9月5日発行）に、「国立公文書館とアーキビスト認証」と題し、当館の幕田首席公文

書専門官が寄稿した。

今後の予定であるが、まず明後日 9 月 10 日（土）午後に、今日ご説明をした「認証アーキビスト実態調査結果」について、ご協力をいただいた認証アーキビストの皆さんに対する報告会を開催する。また、9 月 29 日（木）に内閣府が開催する地方公共団体の文書主管課向けの「公文書管理フォーラム」において、アーキビスト認証について説明する予定である。10 月 27 日（木）の全史料協全国大会特別研修会において、当館アーキビスト認証担当がコメンテーターとして、「認証アーキビスト実態調査結果」を中心に報告する予定である。

なお、前回 5 月の委員会において井口委員より、認証アーキビストの有志の方から、一堂に会する場をつくってほしいというご相談を受けたとのことがあったが、その後、ご本人たちより連絡があり、担当が 7 月にお会いした。具体的な内容を取りまとめていただくようお話ししたところ、先日、認証アーキビストが一堂に会する会開催のための実行委員を募りたいというご連絡をいただき、この実行委員募集の呼びかけ文を認証アーキビスト全員に送付することを依頼されたため、8 月 25 日に当館から送信した。今後も、認証アーキビストの有志の活動については、連携・協力させていただく考えである。

最後に、今後の審査日程について、簡単にご説明したい。9 月 1 日より申請が始まり、9 月 30 日までが申請期間である。10 月から 12 月は審査期間であり、審査結果は 12 月 9 日までに通知する予定である。審査結果の公表は 12 月下旬を予定しており、令和 5 年 1 月 1 日付で認証する。認証状の発送は 1 月末頃を予定している。審査の委員会を複数回開催する予定であるが、先ほど高埜委員長からもご発言があったように、もし時間がつくれるようであれば、今日の積み残しについて引き続きご議論をいただきたいと考えている。

以上である。

○高埜委員長 何か関連してご発言、ご質問はいかがか。よろしいか。

前回、井口委員からお話があった認証アーキビストが集まる場については、全史料協の大会でも呼びかけ人の 2 人が呼びかけと説明をされるようである。そちらも着々と進んでいるようで頼もしい限りである。

それでは、本日の議題は以上となる。最後に、鎌田館長よりご挨拶をお願いしたい。

○鎌田館長 本日も大変ご熱心に、また、大幅に予定時間を超過してしまう形になったが、ご議論いただき、誠にありがとうございました。当館で議論の内容を整理させていただいた上で、実施に向けた具体策を立案し、本委員会でなるべく早く成案にたどり着けるように文案を提示していきたいと思う。引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○高埜委員長 それでは、事務局から連絡事項をお願いしたい。

○梅原統括公文書専門官 本日の議事の記録については、後日ご確認をいただきたい。

次回の委員会は、今年度の認証アーキビストの審査となる。既に調整をさせていただいたとおり、11 月 7 日（月）に開催を予定している。ご多忙のところ恐縮であるが、ご出席のほどをお願いしたい。

○高埜委員長 以上をもって、第 15 回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上